

市川市長所轄各社会福祉法人 理事長様

令和3年度の市川市社会福祉法人指導監査は、令和3年10月27日から令和3年12月21日までの期間において、3法人に対して実施いたしました。

指摘方法別の件数及び項目別の件数は、それぞれ別表1及び別表2のとおりであり、文書指摘とされた事案及び口頭指摘とされた事案の概要は、それぞれ別表3及び別表4のとおりです。

文書指摘とされた事案は、法人において特に注意を要するものと考えられます。

そこで、今般、文書指摘とされた事案について取り上げ、留意点をまとめてみましたので、実務の参考にしていただければ幸いです。

なお、本通知に用いる略称は次のとおりです。

- ・法人：社会福祉法人
- ・法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ・平成28年改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）
- ・規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）
- ・一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
- ・会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
- ・認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）
- ・審査基準：認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
- ・定款例：認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
- ・運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- ・留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）
- ・ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要領の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）別紙「指導監査ガイドライン」
- ・経営組織：「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」

- ・入札通知：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）
- ・事業の概要等：「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成29年3月29日付け雇児発0329第6号・社援発0329第48号・老発0329第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）
- ・現況報告書記載要領：事業の概要等別紙1記載要領

目次

第1. 【評議員の選任手続における、候補者が有資格者であることの説明について】	3
第2. 【理事長に委任されていない法人の業務執行の決定について】	4
第3. 【理事長に委任する権限に係る定めについて】	5
第4. 【理事長に委任されていない法人の借入の決定について】	6
第5. 【定款に理事の報酬等の額を定めていない場合について】	7
第6. 【定款に監事の報酬等の額を定めていない場合について】	8
第7. 【契約書の作成について】	8
第8. 【寄附金の受入れに係る手続きの遵守について その1】	9
第9. 【寄附金の受入れに係る手続きの遵守について その2】	9
第10. 【基本金の取崩しに係る注記について】	10

別表1 指摘方法別の件数の集計

別表2 項目別の件数の集計

別表3 文書指摘とされた事案の概要

別表4 口頭指摘とされた事案の概要

別添（例示）評議員選任・解任委員会運営細則

第1.【評議員の選任手続における、候補者が有資格者であることの説明について】

評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する（法第39条）ため、選任の手続において、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である（ガイドラインIの3の（1）の1の〈着眼点〉）が、この説明がなされていない事案がみられた。

- ➡ ・「選任の手続」とは、定款で評議員の選任を評議員選任・解任委員会において行うことを定めている場合は、①理事会で評議員選任・解任委員会に提案する選任候補者の選任案を審議する段階及び②評議員選任・解任委員会で選任候補者の選任案を審議する段階の各段階の手続をいう。
 - ・上記①の段階における「説明」は、選任案の提案を行う理事が、選任候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」（以下、本項において「特定識見者」という。）であると判断した理由を記載した「評議員候補者推薦書（案）」に基づき、選任候補者が特定識見者である旨及びそのように判断した理由を説明することが適当である。
 - ・上記②の段階における「説明」は、理事長が、理事会の承認を得た上「評議員候補者推薦書」に基づき、選任候補者が特定識見者である旨及びそのように判断した理由を説明することが適当である。
- ➡ 「評議員候補者推薦書（案）」は、別添「（例示）評議員選任・解任委員会運営細則」の様式1「評議員候補者推薦書」を参考にされたい。なお、同推薦書（案）には、その他、各候補者が欠格事由、暴力団等の反社会的勢力の者及び親族その他特殊関係に該当しないかを確認した結果並びに各候補者の法人内外における兼職状況について確認した結果についても記載することが適当である。
- ➡ 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められる。

そのため、評議員の選任候補者の選任案を決議した理事会の議事録及び評議員の選任を決議した評議員選任・解任委員会の議事録には、それぞれ、評議員選任候補者が特定識見者である旨を説明したことを、そのように判断した理由として説明した内容とともに明確に記録しておくこと。

なお、評議員選任候補者が特定識見者であると判断した理由として説明した内容の記録については、理事会の議事録にあっては、当該理由を記載した「評議員候補者推薦書（案）」を添付し、評議員選任・解任委員会の議事録にあっては、当該理由を記載した「評議員候補者推薦書」を添付し、それぞれこれらを引用して行うこととして差し支えない。

第2.【理事長に委任されていない法人の業務執行の決定について】

理事長等の理事に委任されていない法人の業務執行の決定については、理事会の決議によることを要する（法第45条の13第2項第1号、ガイドラインIの6の（1）の2の〈着眼点〉）が、理事長に委任されていない業務委託契約の決定について、理事会の決議によらず、理事長が決定している事案がみられた。

- ➡ 契約は当事者の意思表示の合致により成立する（民法第522条第1項）ところ、重要な契約又は決定を理事長に委任した範囲を超える契約を締結するときは、事前に、当該契約に係る法人の意思を形成するために理事会決議を行う必要がある。
この際、契約内容に、法人の意思に基づかない部分を生じないように、契約書案を作成又は入手の上、当該契約書案により契約を締結することについて理事会決議を行うこと。

- ➡ 平成28年改正法により、理事会は、法人の全ての業務執行の決定を行う意思決定機関として位置づけられた（法第45条の13第2項第1号）。
ゆえに、法人の業務執行は、理事会の決定に基づき、理事長（理事長又は業務執行理事）がこれを執行するのが原則である。

- ➡ 同じく平成28年改正法により、理事会は、重要な業務執行の決定を理事に委任することができないものとされた（同条第4項）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためであるとされる（経営組織 第4章（1）理事会の権限等）。
この結果、法人の業務執行については、理事長は、理事会で決定した事項を執行する（法第45条の16第2項第1号）ほか、法第45条の13第4項に規定する法人運営に関する重要な事項以外の事項について、理事会から委任された範囲内で自ら意思決定をし、かつ執行することとなる（経営組織第3章第1節（5）理事の権限等）。

- ➡ したがって、法人の業務執行については、法第45条の13第4項に規定する事項

及び同項に規定する事項以外の事項のうち理事長に委任した範囲を超える事項については、理事会が決定しなければならない。

なお、国は、入札通知により、重要な契約について、法第45条の13第4項に規定する「その他の重要な業務執行」に該当するものとして、同項に基づき、理事会において決定しなければならないことを明示している（入札通知1の(8)前段）。

第3.【理事長に委任する権限に係る定めについて】

職員の任免について、理事会は、重要な役割を担う職員の選任及び解任を除くほか（法第45条の13第4項第3号、定款例第22条第2項）、職員の選任及び解任の決定を理事長に委任することができるが、委任する権限の内容を明確に決定しておかなければならない（ガイドラインIの6の(1)の3の<着眼点>）ところ、理事長に委任されている権限の範囲が明確に定められていない事案が見られた。

- ➡ 理事会の権限である法人の業務執行の決定（法第45条の13第2項第1号）については、法人運営に関する重要な事項を除くほか（法第45条の13第4項）、理事長に委任することはできるが、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を予め明確にしておかなければならない。
- ➡ 法人の業務執行の決定について、理事長に委任する権限の内容を定めるに際しては、次の事項に留意すること。

・ 法人運営に関する重要な事項を含まないようにすること。

法人運営に関する重要な事項とは、①重要な財産の処分及び譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員の選任及び解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、⑤内部管理体制の整備、⑥役員等の損害賠償責任の一部免除及び⑦その他の重要な業務執行をいう（法第45条の13第4項）。

なお、これらのうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定しておくべきものである。

- ・ 委任する権限の内容を明確に定めること。

理事長に決定を委任することができない上法人運営に関する重要な事項と同様に、理事長に決定を委任する業務執行についても、その金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定しておくべきである。

- ➡ 理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。
- ➡ 職員の任免について理事長に委任する権限の内容を定めるときは、理事会で、当該法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、重要な役割を担う職員の具体的な役職又は役割を決定した上で、理事会決議により、これらの役職又は役割の職員以外の職員のうち、選任及び解任の決定を理事長に委任する職員の役職又は役割を、定款施行細則に具体的に規定すること。

第4.【理事長に委任されていない法人の借入の決定について】

理事長に委任されていない法人の借入の決定については、理事会の決議によることを要する（法第45条の13第2項第1号、ガイドラインIの6の（1）の2の〈着眼点〉）が、理事長に委任されていない借入の決定について、理事会の決議によらず、理事長が決定している事案がみられた。

- ➡ 契約は当事者の意思表示の合致により成立する（民法第522条第1項）ところ、多額の借財に該当する借入又は決定を理事長に委任した範囲を超える借入に係る契約を締結するときは、事前に、当該契約に係る法人の意思を形成するために理事会決議を行う必要がある。
この際、契約内容に、法人の意思に基づかない部分を生じないように、金銭消費貸借契約書案を作成又は入手の上、当該契約書案により契約を締結することについて理事会決議を行うこと。
- ➡ 本件事案は、内容的には、上第2.「理事長に委任されていない法人の業務執行の決定について」に含まれるものであるが、ガイドラインは、「多額の借財」にあたる借入の決定が理事会の決議を受けて行われていない場合について、特に別項を設けて文書指摘基準としている。

- ➡ 法人の業務執行のうち法人の借入については、多額の借財に該当する借入（法第45条の13第4項第2号）及び多額の借財に該当する借入以外の借入のうち理事長に委任した範囲を超える借入については、理事会が決定しなければならない。
- ➡ なお、法人の借入について理事長に委任する権限の内容を定めるときは、理事会で、当該法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、多額の借財にあたる借入の金額の範囲を具体的に決定した上で、理事会決議により、多額の借財にあたらぬ借入のうち、決定を理事長に委任する法人の借入の金額の範囲を、定款施行細則に具体的に規定すること。

第5.【定款に理事の報酬等の額を定めていない場合について】

理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならない（法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条）が、理事の報酬等の額につき、定款にその額を定めていない場合において、評議員会の決議により定めていない事案がみられた。

- ➡ 法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、法人は、役員等の報酬等（注）について、①報酬等の額（範囲）を、評議員にあっては定款により、理事及び監事にあっては定款又は評議員会の決議により定める（法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）とともに、②評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準を作成し、評議員会の承認を受け公表する（法第45条の35、第59条の2第1項第2号）ほか、③評議員、理事及び監事の区分ごとの報酬等の額（支給済額）の総額を公表（法第59条の2第1項第3号、規則第10条第3項第2号、法第45条の34第1項第4号、規則第2条の41第2～4号、審査基準第5の（4）、現況報告書記載要領【個別事項】2の（3-6）、3の（3-12）、4の（3-6））しなければならない。

（注）「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。

- ➡ 上記①に関し、理事の報酬等の額（各年度に支給する理事一人当たりの総額又は理事全員の総額）について、定款にその額を定めていない場合には、定款に定めるか、評議員会の決議によって定めること。

評議員会の決議によって定める場合は、個別の決議によって定めるほか、上記②の報酬等の支給の基準の中に規定し、評議員会の承認を受けることとしても差し支えない。

- ➡ いずれの場合も、各年度に支給する理事全員及び監事全員の合計額のみを定めた場合、理事の報酬等の額を定めたこととはならないことに注意すること。

第6.【定款に監事の報酬等の額を定めていない場合について】

監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めなければならない（法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項）が、監事の報酬等の額につき、定款にその額を定めていない場合において、評議員会の決議により定めていない事案がみられた。

- ➡ 上記第5の①に関し、監事の報酬等の額（各年度に支給する監事一人当たりの総額又は監事全員の総額）について、定款にその額を定めていない場合には、定款に定めるか、評議員会の決議によって定めること。

評議員会の決議によって定める場合は、個別の決議によって定めるほか、上記第5の②の報酬等の支給の基準の中に規定し、評議員会の承認を受けることとしても差し支えない。

- ➡ いずれの場合も、各年度に支給する理事全員及び監事全員の合計額のみを定めた場合、監事の報酬等の額を定めたこととはならないことに注意すること。

第7.【契約書の作成について】

経理規程に、「契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない。」と定めるところ、別に定める契約書の作成を省略することができる場合に該当しない場合において、契約書を作成していない事案がみられた。

- ➡ 経理規程は、法令等及び定款に定めるものの他、法人が会計処理を行うために必要な予算・決算の手続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や評価、契約に関する事項等、法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものであり、法人は、会計処理を行うに際し、経理規程及びその細則等を遵守することが求められる（ガイドラインⅢの3の（2）の1の＜着眼点＞）。

第8.【寄附金の受入れに係る手続きの遵守について その1】

寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受け（留意事項9の（2））、寄附申込書を、寄附金領収書（控）とともに保管する一方、別途作成する寄附金品台帳に記録し、寄附申込書、寄附金領収書（控）及び寄附金品台帳の記録を全て対応させなければならない（ガイドラインⅢの（3）の3の事業活動計算書の＜着眼点＞）が、計算書類に寄附金として計上した寄附金の受入について、寄附申込書及び寄附金領収書（控）を保管していないほか、寄附金品台帳にも記載していない事案がみられた。

- ➡ 寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けるとし、寄附金収益明細書（運用上の取扱い別紙3（②））を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする（留意事項9の（2））。
- ➡ 寄附金申込書、寄附金領収書（控）及び寄附金品台帳の記録を全て対応させること。

第9.【寄附金の受入れに係る手続きの遵守について その2】

経理規程に、「寄附金品を受入れた場合には、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして理事長の承認を受けなければならない。」と定めているところ、計算書類に寄附金として計上した寄附金について、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして理事長の承認を受けたことを明らかにする書類を保管していない事案がみられた。

- ➡ 経理規程は、法令等及び定款に定めるものの他、法人が会計処理を行うために必要な予算・決算の手續、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手續、資産及び負債の管理や評価、契約に関する事項等、法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものであり、法人は、会計処理を行うに際し、経理規程及びその細則等を遵守することが求められる（ガイドラインⅢの3の（2）の1の＜着眼点＞）。
- ➡ 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第1項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが適当である。そのため、法人は、法人において確認を要するものとガイドラインに定められている事項について、法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるように努めるべきである。（ガイドラインの＜指導監査ガイドラインの留意事項について＞）。

第10.【基本金の取崩しに係る注記について】

基本金の取崩しを行った場合には、計算書類に、法人全体について及び拠点区分ごとにその旨、その理由及び金額を注記しなければならない（会計省令第29条第1項第7号、第4項）が、基本金の取崩しを行っているにもかかわらず、法人全体について及び当該拠点区分にその旨、その理由及び金額を注記していない事案がみられた。

- ➡ 計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分ごとに注記事項が定められている。
- ➡ 会計省令第29条（抄）
計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。
七 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
- 4 計算書類には、拠点区分ごとに第一項第二号から第十一号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。